

館山市ホームページリンク基準

この基準は、館山市電子情報システム等管理運用規程第27条第3項の規定に基づき、館山市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）と他のサイト及びブログ（以下「サイト」という。）とのリンクを設定する場合の基準を次のとおり定める。

1 他のサイトから市ホームページにリンク設定する場合の基準

(1) リンクの設定の基準

市ホームページへのリンクについては、原則リンクフリーとし、市のトップページにリンクするものとする。また、利用者の利便性が向上する場合には、市の特定のページへのリンクも認める。ただし、以下の(3)に規定する条件を満たしていなければならない。

(2) 責任の範囲

リンク元サイトの内容は、そのサイトの管理者等に帰属し、館山市とは関係ないものであり、リンク元サイトの内容等について、館山市はいかなる責任も負わないものとする。また、リンク元サイトとの取引や閲覧等により生じたトラブルについては当事者間で解決するものとし、館山市は一切関与しないものとする。

(3) リンク設定の条件

リンク元サイトの内容は、次の条件を備えていなければならない。

ア 公序良俗に反しないもの

イ アダルトコンテンツ（性・暴力的描写など）を含まないもの

ウ 犯罪行為に結びつかないもの、又は違法な内容を含まないもの

エ 第三者の財産・プライバシーを侵害する内容、又は誹謗中傷を含まないもの

オ 選挙の事前運動、選挙運動、又はこれらに類する内容を含まないもの

カ 政治活動、宗教活動、又はこれらに類する内容を含まないもの

キ 著作権法、その他関係法令に抵触する内容を含まないもの

ク 不正アクセスやシステムの停止を引き起こす内容を含まないもの

ケ フレーム内リンクなど、市ホームページの独立性が不明確になるようなリンクでないこと。

コ 宣伝、営業活動等を行うホームページについては、連絡先(会社名又は個人名、住所、電話番号)、支払方法、送料、交換・解約条件等の利用者に必要な情報が明記されていること。

(4) その他

市ホームページの内容変更や移動があっても、リンクを設定したサイトの管理者等への通知は行わないものとする。

2 市ホームページから他のサイトへのリンクを設定する場合の基準

(1) リンク設定の基準

市ホームページから他のサイトへリンクを設定する場合は、以下の(3)(4)の条件を満たしていなければならない。

他のサイトの管理者から相互リンクなどの依頼を受けた場合は、原則としてリンクインフォメーションのページに設定するものとする。ただし、市が政策を推進する上で必要な事業に関する情報については、関係する課等のページに直接リンクを設定できるものとする。

(2) 責任の範囲

リンクを設定したことにより、館山市がリンク先サイトの内容等を推薦するものではない。また、リンク先サイトの内容は、そのサイトの管理者等に帰属し、館山市とは関係ないものであり、リンク先サイトの内容等について、館山市はいかなる責任も負わないものとする。また、リンク先との取引や閲覧等により生じたトラブルについては当事者間で解決するものとし、館山市は一切関与しないものとする。

(3) リンクの対象となるサイト

館山市の関連団体及び、国、国の関連団体、他の地方公共団体及び公益法人等公共性の高いもの、市ホームページからリンクを設定する対象は次に掲げるものとする。ただし、特定の政党・政治団体・宗教団体、暴力団、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体、又はそれに類する団体等が運営するサイトはリンクの対象としない。

ア 官公庁、教育機関及びそれらに付随する機関

イ 館山市内及び近隣の医療機関

ウ 報道機関

エ 館山市内の団体・企業・サークル

オ その他市民生活に有益と認められるもの及び市が政策を推進するために必要と認めたものとする。

(4) リンク設定の条件

1 (3) リンク設定の条件のアからク及びコを準用する。なお、この場合、リンク元をリンク先と読み替えるものとする。

(5) リンクの設定の手続き

各課業務の推進に当たり必要と判断し、他のサイトへのリンクを設定する場合、リンクの設定を希望する所属長がホームページ作成システム上で承認手続きを行うものとする。

なお、この場合、リンク先のサイトの管理者から許可を受けなければならない。ただし、リンク先のがリンクフリーとなっている場合は、この限りでない。

上記リンクの設定がサイト運営者等からの申し出による場合は、運営者等の団体等を所管する所属長あてに、館山市ホームページからのリンク設定申込書（別記第1号様式）を提出するものとする。

申込みを受付けた所属長は、内容を審査のうえ、リンクの設定の可否について判断し、申込み者に対してリンクの設定の可否について、館山市ホームページからのリンク設定決定書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(6) リンクの解除

市ホームページ管理者及び市ホームページにリンクを設定した課長は、リンク先サイトの状況を適宜確認し、以下の項目に該当することとなったときは、速やかに該当するリンクを削除しなければならない。

なお、この場合、リンク先の管理者等への連絡を行うことなく、リンクの設定を解除できるものとする。

ア 2 市ホームページから他のサイトへのリンクを設定する場合の基準(3)又は(4)の条件に適合しなくなったとき。

イ 長期にわたりリンク先サイトが表示されないとき、又は当該サイトの実態が存在しなくなっ

たとき。

ウ その他市ホームページ管理者がホームページの運用上必要と認めたとき。

3 その他共通事項

(1) サーチエンジンの特例

サーチエンジン(インターネット上での情報検索専用ユーティリティプログラム)については、本基準の適用を除外する。

(2) 費用負担

リンクの設定、変更、解除等に伴い発生する費用については、当該ホームページの管理者等が負担するものとする。

(3) 免責事項

リンクの設定がされなかったこと、リンクの設定を解除したこと及びリンクを設定したサイトにより発生したいかなる不利益に関して、館山市は一切責任を負わないものとする。

附 則

この基準は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。